

第10期東郷町高齢者福祉計画策定に係るアンケート調査業務について

本書は、第10期東郷町高齢者福祉計画（以下「計画」という。）策定に係るアンケート調査業務の詳細について定めるものである。

1 業務目的

計画を策定するに当たり、町民等の本町における高齢者福祉ニーズや課題等を把握し、計画の基本理念や諸施策等の基礎資料とする。

2 対象者及び調査項目

アンケート対象者及び調査項目は、以下のとおりとする。ただし、対象者の抽出は、本町で無作為に行い、対象者数及び調査項目数は予定数のため、前後する可能性がある。

対 象 者	対象者数	調 査 内 容	項目数
一般高齢者	2,200件	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65項目
要介護（要支援）認定者	1,000件	在宅介護実態調査	50項目
サービス事業者	35事業者 (65事業所)	介護サービス事業者調査 （「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」「在宅生活改善調査〈事業所票〉」の項目を含む）	50項目 (エクセル形式でも可)
ケアマネジャー	45件	ケアマネジャー調査 （「在宅生活改善調査〈利用者票〉」の項目を含む）	50項目

3 方法

郵送による配布及び回収とする。

4 業務内容

(1) アンケート調査の実施

ア 調査票の作成

第9期東郷町高齢者福祉計画までのアンケート調査内容や、国や県が示す調査票案等を基本に、専門的な見地からの助言や情報提供を行い、町が決定した設問に基づき、調査票を作成する。

イ 調査票等の印刷・発送

調査票の印刷、発送用封筒（角型2号を想定）及び返信用封筒（長型3号を想定。返信先を東郷町とする料金受取人払い封筒）の印刷、調査票の封入、封緘、宛名シールの貼付、発送点検及び回収に伴う作業、調査票発送に係る郵送料等は受託者の負担とする。

ただし、対象者抽出による宛名ラベルの作成については、町が負担する。

ウ 調査票の回収

調査票の返信先は、東郷町役場高齢者支援課とする。

なお、回収に係る郵送料については、町が負担する。

ただし、返信された封筒は開封せずに受託者へ渡すものとし、その際に生じる費用は受託者の負担とする。

(2) アンケート調査結果の集計・分析

ア 集計

回収後のデータ入力、単純集計、クロス集計を行うほか、自由回答の集約を行う。

なお、厚生労働省が提供している「地域包括ケア「見える化」システム」登録のためのデータも作成すること。

イ 分析

各設問について、結果を分かりやすく簡潔に説明したコメントを作成し、考察を加えるも

のとする。

集計・分析において算出した数値については、設問ごとに集計表やグラフを作成し、必要に応じて町で過去に実施した関係計画や国等のアンケート調査との比較ができるよう整理するものとする。

自由意見については、回答内容を整理・分類し、回答の傾向が分かるように取りまとめるものとする。

なお、集計に当たっては、主要な属性等により行うことを基本とし、町との協議の上で決定するものとする。

(3) アンケート調査結果速報値の報告

集計値については、アンケート調査実施時に設定した回収期限後 2 週間以内に暫定的な速報値を町に報告するものとする。

なお、介護サービス事業者及びケアマネジャーを対象としたアンケート調査については、回収期限後 1 週間以内に、調査票の回収状況の一覧表を町に提出するものとする。

(4) アンケート調査結果報告書の作成

一連の作業を基に「第 10 期東郷町高齢者福祉計画策定に係るアンケート調査結果報告書」(詳細版及び概要版)を作成するものとする。

なお、報告書は、設問ごとに集計表、グラフ、分析コメント等を掲載したものとする。

(5) その他

適宜、アンケート調査の必要事項に係る町への助言・支援を行うものとする。